

死刑廃止資料集

[1]

資料。「琉球新報 2010 年 12 月 30 日」

<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-171779-storytopic-193.html>

全国の地・高裁と最高裁で今年言い渡された死刑判決は昨年より 20 人少ない 14 人で、1999 年の 16 人以来、11 年ぶりに 10 人台にとどまったことが 30 日、共同通信の集計で分かった。殺人事件などが減っていることに加え、死刑求刑に対して無期懲役とされた被告が 8 人おり、裁判所の慎重な姿勢もうかがえる。

一方で、裁判員裁判では死刑判決が 3 件も相次いだほか、法務省によると、確定死刑囚は 111 人に上り、1949 年以降の年末統計で最多を記録した。

[2]

資料。「朝日新聞 2010 年 10 月 23 日」死刑について

http://mytown.asahi.com/shizuoka/news.php?k_id=23000321010250001

内閣府が 2 月に公表した世論調査では「どんな場合でも廃止すべきだ」と答えたのは 5・7%で、「場合によってはやむを得ない」は 85・6%を占めた。刑場は東京、大阪など全国 7カ所。県内にはない。

[3]

資料。日本弁護士連合会「HP 死刑を考える」

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/shikeimondai/q12.html>

最近では、足利事件のえん罪が明らかとなり、世間の注目を浴びました。

これらの事件がえん罪事件として有名であるのは、えん罪であることが裁判所に認められ、世間に広く認知されたからですが、これ以外にも、死刑事件である名張毒ぶどう酒事件、袴田事件は、えん罪である疑いが強く、日弁連が再審を支援しています。

また、えん罪により死刑判決を受け、死刑執行までされてしまった例がこれまでに一度もなかったと断言できるでしょうか？ 最近では、飯塚事件が、えん罪であるにもかかわらず死刑執行された事件であるとして、遺族が再審請求を行っています。

ところで、諸外国に目を向けますと、多くの国でえん罪の存在が問題となり、死刑制度が廃止されるに至った例があります（例えば、イギリスなど）。

死刑存置国として有名なアメリカ合衆国においても、イリノイ州では、死刑判決が出された事件が、後にえん罪であることが判明したことをきっかけとして、全ての死刑囚を終身刑に減刑しました。

[4]

資料。「琉球新報 2010 年 12 月 12 日」

<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-171128-storytopic-11.html>

高齢の夫婦を殺害したとして強盗殺人罪などに問われ、死刑を求刑された男性被告の裁判員裁判で、鹿児島地裁は無罪の判決を言い渡した。

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則の前に、捜査と立証がもろくも崩れ去り、全否定された。(中略) 検察側は、被告の DNA が被害者宅の窓の網戸に付着していたことと、不審な第三者の形跡がないこと、アリバイがないことを総合し、被告人を犯人だとして死刑を求刑した。

判決では、侵入の手口や犯行目的、逃走経路など重要な部分に疑問があったとした。DNA 鑑定の結果は信頼できるが、細胞片がどこに付着していたか分からないので、被告が網戸に触った事実を認定できるにとどまると限定評価した。さらに「現場保存が完璧であったかも疑問で、真相解明のための捜査が十分に行われたかも疑問」とまで踏み込んだ。

[5]

資料。読売新聞社会部『死刑』2009.10.10 p110 息子を誘拐され命を奪われた森田泰元（たいげん）氏の発言

「犯人は死刑になったらそれで終わりかもしれない。でも、私たちの心情や生活は何も変わらず、死ぬまで事件を引きずって生きていく。無期懲役にされたようなものです」



ディベートクラブ「たま。」

[6]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫 『死刑と無期懲役』 2010年2月

死刑を求刑したい事件の犯人として逮捕起訴したが、否認を続けているうえに、いまひとつ証拠能力に問題がある場合は、検察側の求刑も無期懲役という事件がある。求刑通り無期懲役が科されるのだが、本当に犯人なのか、無実の罪(冤罪)ではないのかと、疑問に思う裁判もあった。

現に二〇〇九年6月、無期懲役刑で服役していた男性が犯人ではなかったと認められ、再審無罪の判決を待たずに、刑の執行停止で千葉刑務所から釈放された。

[7]

資料。『内閣衆質 163 第63号』 2005年11月4日

我が国においては、令状主義及び厳格な証拠法則が採用され、三審制が保障されるなど、捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定されている上、再審制度が保障されており、有罪を認定することについては、適正な判断がされているものと考えている。また、死刑事件に関して言えば、その執行についても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四百七十五条により、他の自由刑や財産刑の執行と異なり、法務大臣の命令によることとされ、その執行命令を発するに際しては裁判所の判断を尊重しつつ、関係記録を十分精査検討しているところであって、既に死刑を執行した者の中には誤判による無実の者が含まれていることはないものと確信している。

[8]

資料。一橋大学名誉教授 植松正 『再訂刑法概論 I 総論』 1974年

誤判の回復しえないのは、ひとり死刑に限るものではない。他の種類の刑罰にあっても、程度こそ異なれ、回復できないことにおいて変わりはない。(中略) 生ずることのありうべき稀有の誤判を普遍化して事を論ずるのは、刑事裁判の否定論に通ずることとなる。(中略) 犯罪事件のうちには誤判の余地の絶無な事件も相当あることを看過してはならない。

[9]

資料。元刑務官 戸谷 喜一「死刑執行の現場から」1997年

「矯正施設の職員になって、死刑執行のある刑務所や拘置所の勤務になったら、処刑を体験することは避けられない。直接は関与しないとしても、勤務している役所の中で人が殺されるのである。刑務官はもっと切実である。もし担当になれば、生きている死刑囚たちの面倒を直接見ることになるし、その死刑囚の執行にも携わらなければならない。罪を犯した人間を立ち直らせるのが本来の職務である刑務官にとっては、生きている人間を殺してしまう死刑は正反対の職務であり、積極的な意味を見出せないのも当然だろう。看守長以上なら転勤があるが、看守には転勤がない。いつの日か執行係の役割が回ってきて、自らの手で死刑執行することになるかもしれない。(執行係は1回ずつ交代する)。刑務所、拘置所などは更正施設であるのに、それらの職員の職務に「人殺し」、「人殺しの幫助」があるのだから、たまったものではないだろう。それを知って看守を辞めたり、看守になることを思いとどまる人もあると聞かされている。」

[10]

資料。フリーライター 大塚公子 「死刑執行人の苦悩」 88年

「どうして拒否できないのか、理由はいろいろあります」。まず第一に上司の命令には逆らえないということ。逆らえる雰囲気などないのである。第二に、もしいやだといえ、それはただちに刑務官を辞めるという意思表示につながるということ。刑務官は辞めないが、死刑執行はお断りというのは通らない。刑務官の服務規程に、理由無く上司の命令を拒否してはならないと解釈できる一項がある。理由があれば断れるが、人殺しはいやだから死刑の執行はやりたくないと言うのでは理由にはならない。



[11]

資料。「朝日新聞 2010 年 10 月 23 日」元刑務官 井上 義彦の発言

http://mytown.asahi.com/shizuoka/news.php?k_id=23000321010250001

関西の拘置所勤務の時、執行のレバーを何回か引きました。死刑執行は誰もがしたくない。ただ刑務官は死刑囚が入って来て「担当」のようなものになると、彼らと一体となって刑を待ちます。

彼らは犯罪の記憶におびえ、時に「幽霊」を見ます。突然叫びだしたり、「幽霊」との交流を日記につけたり……。担当者は時を共に過ごし、一緒に祈ります。

ある死刑囚は刑場に連れていく時つぶやきました。「俺(おれ)は何のために生まれてきたのかなあ。人を殺して、そして殺されるために生まれてきたのかなあ」と。「両手両足を切られても生きていたい」と叫んだ者もいました。命の尊さ、尊厳を考えさせられる日々でした。

[12]

資料。読売新聞社会部『死刑』2009.10.10 p1

〈生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い〉

死刑が、残虐な刑罰を禁止した憲法三六条に違反しないと判断した一九四八年三月一二日の最高裁大法廷（塚崎直義裁判長）の判決の一部です、およそ最高裁判決の中でも、有名な文章はこう続きます。

〈死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ざる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、冷厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである〉

[13]

資料。帝京大法学部教授 佐々木知子「佐々木知子法律事務所 HP」02 年

<http://www.sasaki-law.com/memberof/concern7.htm>

日本でも明治初期に敵討ち禁止令が出されるまで敵討ちは遺族の権利でもあり義務でもありました。近代法は被害者から私刑の権利を取り上げ（イスラム社会など未だに残しているところもある）、国家専属とした以上、被害者の報復感情を満足させるべき義務を国家は負ったといえるのです。

[14]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫『死刑と無期懲役』2010 年 2 月

拘置所、刑務所で狭い独房に拘禁されると、孤独・失望・不安により、誰でも精神を病む可能性がある。

冤罪の可能性が極めて高い袴田事件の袴田巖死刑囚は、1985 年(昭和六〇年)ごろから異常な言動をするようになり、それが徐々に進行して、彼の無罪を信じて再審請求を支援する外部の者の前にまったく姿を現さなくなった。1994 年(平成六年)ごろからは、姉との面会も拒否するようになった。本人が面会したくないというのだから、無理に連れて行くわけにはいかない。拘禁症の症状はますます進行するという悪循環だ。

[15]

資料。「朝日新聞 2011 年 2 月 11 日」

千葉景子元法相が在任中の昨夏、全国の拘置所に収監中の死刑囚約 110 人の精神状態を調べるよう指示し、広範囲に精神鑑定を実施したことがわかった。鑑定の結果、精神状態に異常をきたす「拘禁反応」が疑われる死刑囚も数人いた。法務省によると、死刑囚の精神状態を死刑執行前に調べる場合はあるが、全国一斉に調査した例はないという。



[16]

資料。社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本『「今日が最期の日？」日本の死刑』2006年7月7日
<http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryou/JapanDPReport2006.pdf>

裁判所は死刑そのものではなく、死刑判決を受けた人が上訴の手続きなどで処刑までの長い期間を待たされる「死刑囚現象」を問題だとして取り上げた。長期間にわたる死刑囚の拘禁は、残虐、非人道的、品位を傷つける刑罰にあたるという判断は他の裁判所も出している。例えば、枢密院司法委員会 15 は、ジャマイカのプラットとモルガンの事件において、死刑判決を受けて長い期間を過ごすことは、非人道的ないし品位を傷つける刑罰あるいは取り扱いの憲法的禁止に違反している、と判示した。実務上は、裁判所は死刑の適用から5年以上経てば長期間の拘禁にあたるとし、その場合は自由刑に減刑するべきであるとしている。

[17]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫『死刑と無期懲役』2010年2月
 死刑と無期懲役の間の格差があまりにも大きいから、被害者感情を満足させるためにも仮釈放なしの絶対的終身刑が必要として導入するのであれば、いま以上に冤罪(一部冤罪を含む)による悲劇が起こる可能性がある。それだけではない。裁判員制度の施行で第一審裁判の超スピード化が図られた。凶悪事件に対する量刑の選択肢が増えることは、迅速化に伴う妥協を生む。
 とにかく、刑務所に収容されることは数年でも地獄の生活を味わうこと。一生刑務所からださないと、刑務所という墓場に生きながら葬り去って、この世から抹殺してしまうことと同じで、人類の歴史に逆行する人道に反することだと思うのだ。

[18]

資料。読売新聞社会部『死刑』2009.10.10 p238 フランスでの話について
 「穏やかな死刑」とも表現される無期拘禁刑。刑務所の中には、無力感も漂う。十五年前、自宅で知人を殺害した罪で無期拘禁刑を受けた男性(六三)は、「自分がいつか出られるというのは、幻想だと思うようになった。『いつそ死刑にして殺してくれたほうがいい』という仲間もいるほどだ」と話した。

[19]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫『死刑と無期懲役』2010年2月
 B判定の無期懲役囚は刑務所内では実に貴重な存在だ。長期間、無事故無違反で服役している無期囚は多い。彼らと刑務官の間には信頼し合う強い絆が生まれる。刑務官の手足になって工場運営に欠かせない存在なのだ。
 新入受刑者にさまざまな規則や作業の方法・技能を教えるのも無期懲役受刑者たちだ。
 社会にいたときと刑務所に入ってからの犯罪者が同じと思うのは誤りである。
 人間は誰でも変わる。重い処罰を受け、刑期が長い者ほど大きく変わるというのが、私の体験だ。
 刑務官はそんな受刑者に「仮釈放という恩恵」を受けられるよう努力してきた。仮釈放は無期懲役の受刑者の心情安定と平穏な受刑生活を送らせるための唯一絶対の目標になっている。それがなくなればどうなるのかはいうまでもない。

[20]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫『死刑と無期懲役』2010年2月
 終身刑が導入されると、どうなるか。
 死刑からワンランク下げられて終身刑になる者がいて、無期懲役刑からワンランク上げられて終身刑になる者がいる。また、有期懲役からワンランク上げられて無期懲役刑になる者もでるだろう。
 死刑判決は多少減る可能性があるかもしれないが、量刑の幅が増えた分は、厳罰化傾向の流れに沿うものになると思われる。



[21]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫 『死刑と無期懲役』 2010年2月 工場就業者800人を受け持つ50歳の主任矯正処遇官の発言より

「刑務官に対する怨念も半端じゃなくなっています。どんなに一生懸命務めても出所できないんですから、いつ暴動や集団脱獄が起きてもおかしくないですよ……」

[22]

資料。元広島拘置所総務部長 坂本敏夫 『死刑と無期懲役』 2010年2月

仮釈放のない終身刑が導入されたらどこで処遇をするのか。現在の死刑囚のように拘置所の独房に入れておくわけにはいかないだろう。(中略)終身刑受刑者の処遇は、社会から隔離して拘禁しておくことだけが目的になる。

社会復帰させないのだから矯正教育はとくに必要がなくなると考えられる。現在の懲役受刑者のように刑務作業を強制的に課す訳にはいかないだろう。ただし、作業をして収入を得たいという希望には対処できる環境は整えておく必要がある。

心情を安定させるための食事、レクリエーション、情操教育などは特別に配慮することになるだろう。

建物設備は、脱獄防止の堅牢な造りと、監視設備など高度なセキュリティを可能にする特別な機械警備システムが必要になる。

[23]

資料。読売新聞社会部 『死刑』 2009.10.10 p254 同省とは法務省のことです。

同省矯正局の幹部も「日本の無期懲役囚は、はるか先に見える仮釈放という光があるからこそ、現実を受け入れる。もし、その光がなければ、人間は頑張れない。刑務作業に従事させることも難しいのではないかと語る。

[24]

資料。心理学者 笠原敏雄「HP 心の研究室」2008年

<http://www.02.246.ne.jp/~kasahara/psycho/ptsd2.html>

拘禁状態は、その中にいると誰にも煩わされることがありませんから、真剣な反省をしようとする者にとっては願ってもない好適な環境ですが、万難を排して反省を避けようとする者にとっては、きわめて忌まわしい最悪の環境です。オウム真理教地下鉄サリン事件の実行犯で無期懲役刑に服している林郁夫さんは、真剣な反省の結果、人格を格段に向上させましたが、その点できわめて稀な例外的存在と言えるでしょう。その林さんも、自分の犯罪に向き合うまでには少々時間がかかったそうです(林、1998年、445ページ)。しかし、このような稀な例外を除けば、真剣に反省する拘禁者は事実上存在しないようです。

[25]

資料。LB級刑務所 無期懲役囚 美達大和 『死刑絶対肯定論 無期懲役囚の主張』 2010年7月

無期囚には、服役した当時は反省し始めていたものの、年数を経る毎に、社会に出ることばかりが気になり、反省や悔悟の念が消える者も見られます。大半は初めから反省することがない者ですが。

[26]

資料。LB級刑務所 無期懲役囚 美達大和 『死刑絶対肯定論 無期懲役囚の主張』 2010年7月

終身刑は、社会から凶悪犯罪者を隔離する面では死刑と同じですが、死刑囚は常に死と向き合わされます。そこから被害者の立場に思いを巡らせ、真の反省に至る者が、死刑囚の中にはいるのです。終身刑では、受刑者に「死」と向き合わせる事ができません。当所で長く務めている経験から、そのことは容易に想像できます。



ディベートクラブ「たま。」

[27]

資料。明治大学法学部教授 菊田幸一 「いま、なぜ死刑廃止か」 94年

「むしろ死刑の存在が犯罪を誘発する。犯罪学者はこれを「拡大自殺」とよんでいる。世間に反発し、自分だけでは解決できず、自殺もできない者が人を殺すことによって死刑を願望する。死刑の存在がつぎの殺人を誘発している。戦後の大量殺人者として知られている小平義雄、栗田源蔵、大久保清などは、むしろ死刑があるため、連続殺人を犯したことがはっきりしている。一人を殺すよりも複数人を殺した方が裁判に時間がかかり、得をするのだ。

[28]

資料。「U.S.FrontLine2007年06月11日」

http://www.usfl.com/Daily/News/07/06/0611_007.asp?id=53910

AP通信によると、コロラド大学のネイシ・モカン教授（経済学）らが2003年にデータを分析し、06年に同じ調査を見直した結果、死刑を1件執行するごとに殺人が5人減り、逆に死刑を1回減刑するごとに殺人が5件増えることが分かった。

01年以降、死刑の犯罪抑止効果について数十件の研究が行われているが、いずれも死刑には犯罪抑止効果があると結論している。研究者はそれぞれ、年ごと、または州、郡ごとに分けたり、地域の失業率、人口1人当たりの収入などさまざまな間接要因も考慮しながら死刑の効果を解明しようとしている。

主な調査結果は次の通り。1) エモリー大学が03年に行った調査では、死刑が1件執行されると平均18件の殺人が防止できる（ほかに防止件数を3件、5件、14件とする研究も）。2) 00年にイリノイ州が死刑執行を停止して以来、4年間で殺人が150件増加した（ヒューストン大学調べ）。3) 死刑を迅速に執行するほど犯罪抑制効果は高い。死刑囚が監房で過ごす期間が2.75年短縮されるごとに殺人が1件防止できる（04年、エモリー大学調べ）。

[29]

資料。アムネスティインターナショナル「HP 死刑に関する事実と数字」2007年10月2日

<http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryou/facts&figures.html>

1988年に実施され2002年に改訂された、国連に提出された報告書は、死刑の適用の変化と殺人発生率との関係についての証拠を評して、「統計の数字が以前と同じ方向を指し続けているという事実は、死刑に依存することを減らしたとしても、各国は犯罪曲線が急激かつ深刻に変化することをおそれる必要はないという説得力のある証拠である」と述べた。

死刑廃止国における最近の犯罪件数は、死刑廃止が悪影響を持つということを示していない。たとえばカナダでは、人口10万人当たりの殺人率は、殺人に対する死刑を廃止した年の前年である1975年の3.09件のピーク時から1980年には2.41件に低下、そしてそこからさらに減少している。死刑廃止から30年後の2006年には殺人率は人口10万人当たり1.85件、1975年よりも40パーセント低く、ここ30年間で2番めに低い割合だった。

[30]

資料。刑法学者 中山研一『中山研一の刑法学ブログ』2009年10月 韓国の死刑廃止について

<http://knakayam.exblog.jp/12705938/>

死刑の犯罪抑止効果 1997年に23人も大量執行の直後でも殺人事件はかえって増加し、1977年から1997年の20年間に殺人件数は56%も増加しているので、死刑にはむしろ「犯罪促進効果」「残忍化効果」が見られる。

[31]

資料。帝京大学法学部教授 佐々木知子「佐々木知子法律事務所HP」02年

<http://www.sasaki-law.com/memberof/concern7.htm>

死刑になるのはほとんどが被害者2人以上。ただし、単純殺人の場合には3人以上を殺害しなければ無期懲役どまりが普通です。2人の場合には強盗、強姦、保険金詐欺、身代金誘拐などの罪名がついて初めて死刑の対象になってきます。もちろんそのどれもが被害者には落ち度ゼロ、それまで平和な生活を送ってきたのに、ある日突然押し入ってきた強盗犯に虫けらのように惨殺される。そして遺族は、生ある限り、その地獄の苦しみ、無念さから逃れられようはずはありません。



[32]

資料。帝京大法学部教授 佐々木知子「佐々木知子法律事務所 HP」02年

<http://www.sasaki-law.com/memberof/concern7.htm>

死刑は一瞬で終わる、終身刑のほうがより残酷な刑罰であり、凶悪犯罪を犯した人は生き抜いて終生かけて罪を償ってほしい、という言い方をする人もいます。

もちろん中には悔い改めて罪を償う人もいるかもしれませんが。ですが実際は、精神的金銭的な一切の償いをしないままの加害者が多いのが現実です。娘を惨殺した犯人が生きて同じ空気を吸っている、それだけで耐えられないという遺族は多くいます。犯人が死んだからといって娘が生きて戻ってくるものではないけれど、死んだことによってある種の区切りがつけられ、少しばかりの安らぎが得られるという遺族の気持ちを否定することは、他人ができることではありません。

[33]

資料。読売新聞社会部『死刑』2009.10.10『死刑』 p255

八人が殺傷された一九九九年の東京・池袋通り魔事件で娘を失った宮園誠也さん(七四)は、「終身刑には反対です」と言う。

「被害者の親の立場からすると、終身刑では、まず間違いなく加害者より私たちの方が先に寿命が尽きてしまう。それでは死んでも死にきれない。加害者が私たちより先に死んで初めて、遺族として心が癒やされる。加害者の命が絶えられることで、私たちは気持ちの区切りをつけることができる」

[34]

資料。「信濃毎日新聞 2011年3月26日」

刑事罰の目的は、被告に反省と更生を促すことにある。死刑は、その機会を断つことになる。

その重圧を市民に負わせることが妥当なのか。裁判員制度が始まって2年近くになるが、議論は煮詰まっていない。死刑制度の是非とともに、きちんと検証すべき時期にきている。(中略)死刑が求刑された裁判員裁判は全国で7件。うち、今回の長野地裁を含む5件で死刑判決が下された。仙台地裁では、19歳の少年に死刑を言い渡している。

どこの裁判員も「一生悩み続ける」「判決を出すのが怖かった」などと心境を明かしている。判決後に精神面のケアが必要になったケースもある。一方で「死刑について深く考えた」「精神的に大変だが充実した時間だった」と語る人たちもいる。

[35]

資料。読売新聞社会部『死刑』2009.10.10『死刑』 p255

終身刑の議論とは別に、無期懲役囚の「終身刑化」が進む現実がある。

二〇〇七年までの一〇年間に刑務所内で死亡した無期懲役囚は一二〇人。仮釈放になった一〇四人を上回っている。

[36]

資料。「陸奥新報 2010年10月19日」

<http://www.mutusinpou.co.jp/shasetsu/2010/11/14050.html>

法務省が公表した2010年版「犯罪白書」によると、殺人や傷害致死などの重大事件で服役した人のうち、31・5%が出所後10年以内に再び何らかの罪を犯し、うち2・8%は1カ月未満で再犯に及んでいることが明らかになった。(中略)殺人、傷害致死、強盗、強姦、放火(いずれも未遂含む)の五つの罪で服役し、00年1~6月に全国の刑務所を出所した1021人について実態を追跡調査した。

その結果、10年以内に再犯に及んだのは322人で、うち29人は出所後1カ月未満で再犯に及んでいた。再犯率は殺人17・2%、傷害致死32・9%、強盗39・1%、強姦38・5%、放火26・1%で、重大事件を犯した人の矯正教育や更生指導がいかに難しいかを物語っている。



[37]

資料。読売新聞社会部『死刑』2009.10.10『死刑』 p223 資料中の桜井さんは千葉刑務所の元服役囚
桜井さんは千葉刑務所で、夜になると被害者の夢にうなされている受刑者の声をよく耳にしたという。「刑務所には罪を悔いている人もいた。でも、受刑者仲間から見て、『出して大丈夫なのか』と思う人が、刑務官の前では笑顔を絶やさず、やがて仮釈放されていったこともあった」と、桜井さんは振り返る。

[38]

資料。司法ジャーナリスト 鷲見一雄『SAPIO』2005年6月8日
暴力団幹部が構成員に指示を与えるときも、その人間の前科を考慮して量刑を計算したうえで、役割を分担させるのが普通である。逆に、どれほどボロ儲けできる可能性があっても、死刑になったら元も子もないのでビジネスとしては成立しない。だから、彼らは原則的に死刑になる可能性のある犯罪には手を出さない。
ゆえに、こういった犯罪をビジネスとして実行する集団に対しては、死刑制度が非常に大きな抑止力となっていると考えて間違いない。終わり。

[39]

資料。朝日新聞死刑制度取材班『死刑執行』朝日新聞社、1993年、p. 144 一橋大学名誉教授 植松正一の発言より
有名な弁護士が「無期懲役は誤判の吹きだまりだ」と言ったことがあります。つまり、死刑にしようかどうしようかと考えた時に、(本当に有罪かどうか)心配になれば、無期懲役にする、というわけです。でも、それだけ死刑が慎重に行われている、ということも事実でしょう。誤判で無期懲役になっても大変なことです。無期でなくても、数年間刑務所に入れば、人生がまるで変わってしまいます。刑が重ければ、よけい誤判のないように努力しなければなりません。死刑には、それだけ誤判を少なくする努力を十分注いでいるということが言えるのではないのでしょうか。

[40]

資料。批評家 小浜逸郎『なぜ人を殺してはいけないのか』2000年
私は、死刑が現実には頻りに執行されようが、ほとんど執行されなくなろうが、基本的に、「極刑」の概念を保持している社会のほうが、これを捨て去った社会よりも、バランスのよい社会であると考えます。そして、社会秩序のバランスがより保たれているということは、「人倫」や「人間の尊厳」といった内面的な秩序をよりしっかりと構成できるということをも意味する。というのも、人間はその本質において社会的動物であり、あるシステムを持った社会の中で生きていくとは、そのシステムの秩序を人格の構成要素にしていることだからである。その意味で私は、法体系の中に「死刑」を存置しておくことに賛成する。「極刑」の概念は、おのれの生命を供しても償うに足りない罪がこの世にはありうるという考えを基礎としている。そういう考え方を保持し、それを実際の法体系の中に一定の表現として定着させておくことは、人間世界に対する法(=正義)というものの守備範囲を豊かにしておくことである。どんな極端な事象に対しても、社会は正義の名において対応ができるように、あらかじめ「正義」の幅をできるだけ広く確保しておかなくてはならない。「この侵害に対しては、これだけの償いで相当と考えるが、これはどれほど情状を酌量しようと、命以外のどんな償いをもってしても償いえないひどいことである」といった区別の概念を人間はどこかにとっておくべきである。

[41]

資料。ライター 長田鬼門『死刑のすすめ 積極的死刑拡大論』2005年
犯罪者たちは犯行時に自分は捕まるとは思っていないという。だから死刑制度は、犯罪抑止力をもたないと。よく考えよ、捕まると考えれば、誰も犯行に及ばない。犯罪者たちは犯行時に自分は捕まらないと考えている。当たり前のお話である。捕まると考えていないから、死刑は無意味であるというのであれば、その他の刑も、犯罪抑止力の観点からはすべて無意味。

[42]

資料。朝日大学法学部長 三原憲三「死刑存廃論の系譜第3版」1999年
「小野清一郎博士の主張によると、人間は本能的に生を欲する。「一人の生命は全地球より重い」というのも、個人の生命欲のやるせなさから出てくる。そうである限り、死刑の存在は罪を犯そうとする者にとっては、大きな心理的抑制力を持つ。」



[43]

資料。「yahoo news 2007年11月30日」

一、二審判決によると、宇井被告は岡山市内の自宅で女性を殺害し、遺体を市内の竹やぶに捨てた。第二小法廷は「女性2人の殺人などで無期懲役刑となり、20年近く服役したのに仮釈放されて約1年9カ月で類似の犯行に及んだ。犯罪性は根強く、死刑はやむを得ない」と述べた。

[44]

資料。「朝鮮日報 2008年10月24日」

死刑を執行している時期に比べ、死刑を執行していない時期の殺人犯罪が32%増加していることが分かった。韓国は1997年12月に死刑囚23人に対して死刑を執行した後、11年間死刑を執行していない。

法務部がハンナラ党の朱光徳(チュ・グァンドク)議員に提出した資料によると、死刑執行が行われていた1994年から97年まで、年平均で607人が殺人罪で起訴された。

しかし死刑を執行していない98年から07年までの10年間には、年平均800人が起訴された。

97年までは殺人犯で起訴された被告人が年間700人を超えることはなかったが、98年以降は700人を下回ったことが一度もない。

朱議員は「死刑が執行されなくなってから殺人犯が大幅に増えたということは、法と原則が軽視された結果とみることができる」と指摘した。98年以降、死刑が確定したのは58人だ。

[45]

資料。平成11年版 犯罪白書

平成10年度における再犯率は、(中略)受理時の罪名別に再犯率を見ると、仮出獄者では、殺人(3.3%)が最も高く、次いで強盗(2.9%)」

[46]

資料。朝日新聞死刑制度取材班『死刑執行』93年

「日本の実例をひとつ挙げると、死刑に値する事件の被告が死刑にならなかったために、再び人を殺すというような犯罪を起こして、最後には死刑になる例は珍しくありません。」

[47]

資料。「全国犯罪被害者の会」『第11回全国犯罪被害者の会シンポジウム』大会決議 2011年1月23日

第2決議. 死刑制度の廃止ないし執行の停止には反対であり、死刑制度を存続させるべきである。

理由 死刑廃止論者の中には、死刑にしても被害者が生き返るわけでないから、生かして償い、謝罪させた方が良いと言う人もいる。しかし、被害者遺族が死刑を求めるのは、被害者を生き返らせる方法がないから、命をもって謝罪して欲しいからである。

生かして償わせるという空虚な言葉は、被害者を侮辱し、傷つけるものである。死刑は残虐で野蛮だから廃止すべきという意見もあるが、野蛮で残虐の限りを尽くして殺害した加害者のことは不問にして死刑は残虐だというのは納得できない。

[48]

資料。「全国犯罪被害者の会」『第11回全国犯罪被害者の会シンポジウム』大会決議 2011年1月23日

また、仮出獄を認めない絶対的終身刑を導入し、それまでの間、死刑の執行を停止すべきであるという意見もあるが、被害者は自ら支払う税金で殺人者を養っていることを腹立たしく思っており、我慢できるものではない。死刑制度を存続させるべきだというのが凶悪犯罪の被害者及び国民の大多数の意見である。